

○民有林のうち森林法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号に掲げる目的を達成するための保安林
(自治事務関係)

保安林内の立木の伐採及び立竹の伐採等の許可に係る審査基準

平成 12 年 7 月 21 日付け 12 森保第 203 号 農林水産部長通知
森林法に基づく開発行為の許可及び保安林等における制限に係る
行政手続法の規定による審査基準等の制定について
〔最終改正〕令和 5 年 5 月 1 日付け 5 森保第 96 号

第 1 立木伐採許可及び届出

1 皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢

令別表第 2 の第 2 号 (一) イの皆伐面積の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあつては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあつては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。

ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が 2 以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は整数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u : 平均年齢

u_1 、 u_2 、 u_3 …… : 各樹種の標準伐期齢

a 、 b 、 c …… : 各樹種の期待占有面積歩合

2 許可申請の適否の判定

(1) 令別表第 2 の第 1 号 (一) ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であつて、次に掲げるものとする。

なお、これらに該当しない主伐については、皆伐として取り扱うものとする。

ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的に選定してする伐採又は 10 メートル未満の幅の帯状に選定してする伐採 (当該伐採区域内に当該伐採によって帯状に生ずる無立木地の配置及びその間隔が、おおむね均等であり、それぞれの無立木地の幅が 10 メートル未満であるような伐採をいう。)

イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が 0.05 ヘクタール未満であるもの

(2) 令別表第 2 の第 1 号 (二) イの樹冠疎密度は、その森林の区域内における平均の樹冠疎密度を示すものではなく、その森林の区域内においてどの部分に 20 平方メートルの区域をとったとしても得られる樹冠疎密度とするものとする。

(3) 令別表第 2 の第 2 号 (一) ロの 1 箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地 (連続しない伐採跡地があつても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離 (当該伐採跡地間に介在する森林 (未立木地を除く。)) 又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。) が 20 メートル未満に接近している部分が 20 メートル以上にわたってい

るものを含む。)をいう。ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートル以上にわたっているものを除く。

なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2の第2号(一)ロの規定は適用されないものとする。

- (4) 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。
- (5) 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における規則第56条第1項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなすものとする。
- (6) 規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率(年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率)に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。

なお、「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積が不明である場合」とは、原則として、次のいずれかの場合に限られる。

ア 前回の択伐が平成14年3月31日以前であって、当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積が保安林台帳等に記載されていない場合

イ 前回の伐採が択伐ではないために、伐採を終えたときの当該森林の立木の材積が保安林台帳等に記載されていない場合

- (7) 同一の伐採年度内において、間伐を行った後に択伐による立木伐採許可申請がされた場合には、令別表第2の第2号(二)並びに規則第56条第1項及び第2項の規定を踏まえるほか、特に当該申請に係る伐採が適切な森林施業であるかどうかを十分に審査の上、当該保安林がその指定の目的に即して機能することを確保するために必要な指導等を行うものとする。

なお、当該指導等を行った上で許可が必要とされるときには、法第34条第6項及び第7項の規定を踏まえ、「当該森林の立木の材積が、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積に相当する材積以上に回復した後に伐採を行うこと。」等、当該保安林の指定の目的を達成するために必要な条件を付して許可するものとする。

- (8) 規則付録第8の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢(当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第1の1の式によって算出して得た平均年齢)に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。
- (9) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は、間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。
- (10) 許可に係る伐採の方法が「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処

理基準について」(平成12年4月27日12林野治第790号農林水産事務次官通知。)の第1の2の(1)のアの(ウ)の伐採方法の特例(以下「伐採方法の特例」という。)に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を来さないと認められるときに限り許可をするものとする。ただし、許可に条件を付することによって支障を来さないこととなる場合は、この限りでない。

3 許可申請等の処理

(1) 規則第59条第1項各号に掲げる申請書に添付する書類については、次によるものとする。

ア 第1号の「森林の位置図及び区域図」については、原則として保安林台帳の図面又は森林計画図の写しとする。

イ 第2号の「法人の登記事項証明書に準ずるもの」については、法人が実在することを証明するために必要な情報(法人の名称及び所在地並びに法人番号)を記載した書類又はその写しとする。また、「類するもの」は公的機関が発行した氏名及び住所が記載された書類又はその写しとする。

ウ 第3号については、次によるものとする。

(ア) 「他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分」に係る申請の状況を記載した書類については、次によるものとする。

a 申請中の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類

b 申請前の許認可等については、許認可等の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類

(イ) 「処分があったことを証する書類」については、当該許認可等を行った行政庁が発行した証明書又は許認可等の写しとすること。

(ウ) 許認可等には、国の機関の通知及び地方公共団体の条例、規則、通知によるものも含むこと。

エ 第4号の森林の土地の登記事項証明書に準ずるものについては、許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地の所有権、地上権、貸借権その他の権利を取得していることを証する書類とする。

オ 第5号については、当該申請により森林の保安機能が維持強化又は弱化されることによって、直接利益又は損失を受けることとなる土地、建築物その他の物件(以下「土地等」という。)につき権利者であることを証する登記事項証明書その他当該土地等について正当な権原を有する者であることを証する書類とする。

カ 第6号の「許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類」については、申請の対象となる保安林の伐採区域が明確になっているかを確認するために添付を求めるものであるため、境界の確認に立ち会った者の氏名や境界の確認日時など境界の確認時の状況を記載した書類など境界の確認に関する取組状況を証する書類とする。

キ 第7号の「都道府県知事が必要と認める書類」については、地域の実情に応じて、知事が求める書類とする。

(2) 規則第59条第2項各号の同条第1項第6号に掲げる書類の添付を省略できる場合は、

次によるものとする。

ア 第1号の「申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合」とは、路網の作設や施設の保守等のため線上又は単木的な伐採を行う場合や、面的に伐採する場合であって申請者が隣接する森林の土地から距離をおいて伐採することを明らかにした場合とする。

イ 第2号の「地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合」については、明確な谷や尾根により境界を判断できる場合や、地籍調査済みで境界を示す杭が存在している場合や、立木への標示や林相により境界が明らかな場合等とする。

ウ 第3号の「申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にを行うと認められる場合」については、申請者が国、地方公共団体又は独立行政法人である場合や、伐採開始時まで隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行うことを明らかにした場合とする。

ただし、申請者が過去3年の間に都道府県から保安林の立木の伐採に係る指導、勧告又は命令を受けている場合（規則第59条第1項第7号の都道府県知事が必要と認める書類により提供された情報により判明したものを含む。）は、同条第2項第3号の規定に該当しないものとして、同条第1項6号に規定する書類の添付の省略を認めないものとする。

- (3) 様式告示14の注意事項7の(1)において、備考欄には「皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」を記載することとされているが、当該伐採跡地に残存し、次のいずれかに該当する残存木の占有面積については、的確な更新が認められる面積に相当することから、記載を要しないものとする。

ア 標準伐期齢以上の樹齢にある立木

イ 標準伐期齢未満の樹齢にある立木のうち、当該森林について指定施業要件として定められた樹種であって、植栽する苗の満1年以上に相当する大きさと同等以上の大きさであり、かつ、当該樹種の標準伐期齢に達する時点で植栽によるものと同様に成長することが期待できるもの

なお、この場合の「残存木の占有面積」については、原則として、当該残存木の現に占有する面積とするが、当該残存木の現に占有する面積が当該樹種の平均占有面積（1ヘクタールを、指定施業要件として定められた当該樹種についての1ヘクタール当たりの植栽本数で除して得られる面積。以下同じ。）に満たない場合にあっては、当該平均占有面積を当該残存木の占有面積とし、複数の残存木の占有する区域が重なっている場合にあっては、その重複分を差し引いた占有面積とするものとする。

- (4) 立木伐採許可申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (5) 令第4条の2第5項の規定による通知は、決定通知書を送付してするものとし、不許可の通知に当たっては、当該不許可の理由を付するものとする。

- (6) 立木の伐採について許認可等を必要とする場合（当該保安林が国有林野及び国庫帰属森林であって管理処分申請がなされている場合を除く。）であって、当該許認可等がなされる前に立木伐採許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するものとする。

4 許可の条件

立木の伐採について付する許可の条件は、次によるものとする。

- (1) 伐採の期間については、必ず条件を付する。
- (2) 伐採木を早期に搬出しなければ森林病虫害が発生し、若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他の公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
- (3) 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し、又は土砂を流出若しくは崩壊するおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
- (4) 当該伐採の方法が伐採方法の特例に該当するものであって、2の(10)のただし書に該当する場合にあつては当該条件を、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合にあつては、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

5 縮減

- (1) 皆伐による立木伐採許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するに当たり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。
- (2) 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。
 - ア 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
 - イ 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

6 届出の処理

- (1) 規則第68条第2項各号に掲げる保安林の択伐及び間伐の届出書に添付する書類については、3の(1)を、同条第3項各号の同条第2項第6号に掲げる書類を省略することができる場合については、3の(2)を準用するものとする。
- (2) 様式告示18の注意事項5の(1)については、3の(3)を準用するものとする。
- (3) 法第34条の2及び第34条の3の届出書の提出があつたときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、その内容を検討することとし、提出された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合すると認められるときは、その旨を当該届出者に通知するものとする。また、提出された届出書に記載された計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合していないと認められるときは、当該届出者に対し、当該届出者に記載

された計画の変更を命じるものとする。

- (4) 法第 34 条第 8 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。特に、届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。
- (5) 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第 34 条第 8 項の届出がなされていない場合には、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。

7 立木伐採許可を要しない場合

- (1) 規則第 60 条第 1 項第 1 号及び第 5 号から第 9 号までに掲げる立木伐採許可を要しない場合については、次によるものとする。
- ア 第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びばた山崩壊防止工事には、当該事業又は実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。
- イ 第 5 号については、次によるものとする。
- (ア) 当該保安林の機能に代替する機能を有する施設の解釈は、当該転用に伴って土砂が流出し、崩壊し、又は堆積することにより、付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合における当該被害を防除するための施設を含むものであること。
- (イ) 伐採できる立木は、当該施設の設置又は改良に直接供される土地及び当該施設の設置又は改良に係る工事の実施上必要な材料の採取、集積、運搬その他附帯工事に係る土地に生育する立木であること。
- ウ 第 6 号については、次によるものとする。
- (ア) 樹木又は林業種苗に損害を与える害虫、菌類及びウイルス（以下「害虫等」という。）は、森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）第 2 条に規定する森林病虫害等をも含むものであること。
- (イ) 指定は、県公報に害虫等の種類を公示して行うこと。
- (ウ) 県知事は、森林病虫害等防除法第 2 条第 1 項第 1 号並びに森林病虫害等防除法施行令（平成 9 年政令第 87 号）第 1 条第 1 号及び第 9 号に掲げる森林病虫害等以外の害虫等を指定しようとするときは、あらかじめ害虫等の種類及び指定を必要とする事由を明らかにして林野庁長官に協議すること。これを変更しようとするときもまた同様とする。
- (エ) 森林病虫害等防除法第 3 条又は第 5 条の規定による命令に基づく駆除措置として立木を伐採する場合は、法第 34 条第 1 項第 1 号に該当し本号の適用はないから注意すること。

エ 第7号の林産物の搬出その他森林施業に必要な設備は、木材集積場、防火線、区画線（林班界、小班界等の区画線をいう。）、林道（森林鉄道、索道、自動車道、車道、木馬道、牛馬道をいう。以下同じ。）、歩道、簡易索道、造林小屋又は製炭小屋その他これに類するものであること。

なお、これらの設備を設置するため保安林の指定を解除する必要がある場合は本号の届出をする前に解除の申請を行うよう指導し、また作業許可を受ける必要がある場合は本号の届出と同時に同項の申請を行うよう指導すること。

オ 第8号については、次によるものとする。

(ア) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号に掲げる事業のために必要な測量又は実地調査は、同法第14条第1項に規定する当該事業の準備のため行う測量若しくは実地調査又は当該事業により施設を設置するために行う測量若しくは実地調査であること。

(イ) 測量又は実地調査について土地の占有者及びその立木の所有者の同意を得ることができないため、土地収用法第14条第1項の規定により市町村長又は都道府県知事の許可を受けて立木を伐採する場合は、第2号に該当し本号を適用する余地はないから注意すること。

また、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第136条、自然公園法（昭和32年法律第161号）第62条、電気事業法（昭和39年法律第170号）第61条その他法令又はこれに基づく処分により、測量又は実地調査のためにする立木の伐採についても同様であること。

(ウ) 測量又は実地調査を行うため作業許可を受ける必要がある場合は、本号の届出と同時に許可の申請を行うよう指導すること。

カ 第9号については、次によるものとする。

(ア) 「道路」は、林道、農道その他の一般交通の用に供する道路も含み、「鉄道」は、索道を含むものであること。

(イ) 「その他これらに準ずる設備」は、土地収用法第3条各号に掲げるもの及び法令により土地を収用し、若しくは使用できるとされている事業により設置された施設並びにこれらに類するもので建築物以外のものであること。

(ウ) 「その他の建築物」は、工場、病院、集会場、旅館その他これに類するものであること。

(エ) 「著しく被害を与え」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えている状態をいい、「与えるおそれがあり」とは、放置すれば立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物に重大な損害を与えることが確実と見込まれる場合をいい、「用途を著しく妨げている」とは、立木が移動し、傾き、又は折れて設備又は建築物の機能又は効用に著しい支障を及ぼしている場合をいうものであること。

(オ) 電気通信事業法第136条、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第168条、電気事業法第61条その他法令又はこれに基づく処分による施設の保守のためにする立木の伐採は、第2号に該当し本号を適用する余地はないから注意すること。

(2) 立木伐採許可を要しない場合の届出の処理については、次によるものとする。

ア 法第 34 条第 9 項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

イ 規則第 60 条第 3 項各号に掲げる届出書に添付する書類については、3 の(1)を、同条第 4 項各号の同条第 3 項第 6 号に掲げる書類を省略することができる場合については、3 の(2)を準用するものとする。ただし、第 7 号の届出のうち、法第 11 条第 5 項の認定を受けた森林経営計画の期間内の伐採を一括して届け出る場合の届出書に添付する森林の位置図及び区域図は、当該森林経営計画の認定の申請の際に添付した図面の写しとすることもできる。

ウ 規則第 60 条第 3 項ただし書において、同条第 1 項第 5 号の規定による届出について、添付書類を要しないこととしているのは、同号が転用のための代替施設の設置等に当たって立木を伐採する場合であり、当該書類に準ずる書類について、転用解除申請時に提出されているからである。

エ 様式告示 15 の注意事項 2 の(1)については、3 の(3)を準用するものとする。

オ 規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの規定は、伐採許可制の特例措置として設けられたものであるから、届出に係る事実の認定は厳格に行い、拡大解釈等本旨を逸脱した運用は厳に避けるものとする。

カ 届出書の提出があったときは、遅滞なく実地調査その他適宜の方法により調査を行い、その結果適当と認めて受理したときは当該届出者に対し受理の通知をするものとする。特に、届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、実地調査、補正等の措置を適正に行うものとする。

なお、届出が不適法であつて、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、当該届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

キ 国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地に係るものであつて当該立木の伐採を必要とする者が森林管理局长（森林管理局が直轄で管理経営する区域に係るものに限る。）、森林管理署長又は支署長以外の者である場合は、原則として規則第 60 条第 1 項第 10 号の協議によらず本条の届出により取り扱うよう指導するものとする。

なお、この場合において、届出書には、当該保安林を管理する森林管理局长（森林管理局が直轄で管理経営する区域に係るものに限る。）、森林管理署長又は支署長の当該立木の伐採についての承諾書（同意書）を添付させるよう指導するものとする。

ク 規則第 60 条第 1 項第 5 号から第 9 号までの届出及び同条同項第 5 号から第 9 号までに掲げる目的を達成するための立木の伐採についての協議に係る伐採面積は、令第 4 条の 2 第 4 項に規定された「法第 34 条第 1 項（法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可をした面積」には含まれないものとする。

第 2 作業許可

1 土地の形質を変更する行為

法第 34 条第 2 項の「土石若しくは樹根の採掘」には、砂、砂利又は転石の採取を含むものとする。

また、同項の「その他の土地の形質を変更する行為」は、例示すれば次に掲げるとおりである。

- (1) 鉱物の採掘
- (2) 宅地の造成
- (3) 土砂捨てその他物件の堆積
- (4) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (5) 土壌の理学的及び科学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

2 許可申請の適否の判定

- (1) 許可申請に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第 30 条の 2 の告示の日から 40 日を経過した後（法第 32 条第 1 項の意見書の提出があったときは、これについて同条第 2 項の意見の聴取を行い、法第 29 条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第 30 条の 2 第 1 項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第 48 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表に掲げる場合は、この限りでない。

ア 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

イ 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を来すおそれがある場合

ウ 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学的性が悪化若しくは土壌が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

エ 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を来し又は土砂が流出し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害する、又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2 年以内に当該伐採跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

カ 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合

- (2) 作業許可申請に係る行為が別表に適合するものであっても、周辺地域に土砂の流出等の被害を及ぼすおそれがある場合、立木の生育及び土壌の生成を阻害し、又は土壌の性質を改変する等保安林の保安機能の低下をもたらすと認められる場合については、作業許可は行わないものとし、当該保安林の指定の目的、指定施業要件、現況等からみて保

安機能の維持に支障を来すおそれがある次のような場合には、画一的に許可を行うことは適当ではなく、慎重に判断するものとする。

ア 急傾斜地である等個々の保安林の地形、土壌又は気象条件等により、変更行為が周囲の森林に与える影響が大きくなるおそれがある場合

イ 風致保安林内での景観を損なう施設の設置等その態様が保安林の指定の目的に適合しない場合

ウ 変更行為が立木の伐採を伴う場合において、その態様が当該保安林の指定施業要件に定める伐採の方法、限度に適合しない場合

エ 変更行為により、当該保安林の大部分が森林でなくなる等保安林としての機能を発揮できなくなるおそれがある場合

(3) 行為に係る区域は、許可後も引き続き保安林としての制限を受けるものであり、許可に当たっては、行為の期間内及び終了後にわたり適切な管理がなされるよう措置するものとする。

(4) 申請に係る行為を行うに際し、当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、立木伐採許可又は規則第 60 条第 1 項第 7 号から第 9 号までの届出を要するときに、当該許可又は届出がなされていないときは、許可しないものとする。

3 許可申請等の処理

(1) 規則第 61 条第 1 項各号に掲げる申請書に添付する書類については、第 1 の 3 の (1) を、同条第 2 項各号の同条第 1 項第 6 号に掲げる書類を省略することができる場合については、第 1 の 3 の (2) を準用するものとする。

(2) 様式告示 16 の注意事項 4 の図面は、原則として実測図とするものとする。(立竹の伐採に係るものを除く。)

(3) 作業許可の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。

(4) 作業許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。

(5) 作業許可申請に係る行為について許認可等を必要とする場合（当該保安林が国有林野及び国庫帰属森林であって管理処分申請がなされている場合を除く。）であって、当該許認可等がなされる前に作業許可したときは、当該許認可等を必要とする旨その他必要な事項を決定通知書に付記するものとする。

(6) 許可に当たっては、保安林として適正な林地の利用が確保されるよう次の事項に留意し、審査の徹底を図るものとする。

ア 行為の確実性

次の全ての事項に該当し、作業許可申請に係る行為が計画の内容どおり実施されることが確実であること。

(ア) 行為に関する計画の内容が具体的であること。

(イ) 申請者が当該保安林の土地を使用する権利を取得している、又は取得することが確実であること。

(ウ) 申請者に当該行為を遂行するのに十分な信用、資力及び技術があることが確実であること。

イ 行為による影響

作業許可申請に係る行為により、当該保安林の保全対象が害されることのないこと。
また、申請者が環境影響評価法等に基づく環境影響評価手続を実施している場合は、その結果を踏まえること。

ウ 行為の内容

施設の設置に係る許可申請については、所定の許可申請書に、具体的な行為の内容、設置する施設の位置、規模、構造、工程等を明らかにした実施計画書、実施設計図、土量計算書その他必要な図書を明細として添付するよう当該申請者を指導し、行為内容を的確に把握すること。

なお、4の(1)に定めるところにより許可に際して条件として付された期間の終了前において、当該許可行為を継続して実施するために再度許可申請を行う場合にあつては、行為内容を的確に把握する上で支障がない限り、添付図書を省略させて差し支えない。

4 許可の条件

作業許可について付する条件は、次によるものとする。

(1) 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

ア 2の(1)のただし書に該当しない行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用、家畜の放牧にあつてはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあつては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

イ 解除予定保安林において規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

ウ 2の(1)の別表に掲げる行為

(ア) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

(イ) 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、別表の1及び2にあつては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、別表の3及び4にあつては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

(2) 行為終了後、施設等の廃止後又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

- (3) 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、若しくは堆積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。

なお、当該行為が規則第48条第2項第1号又は第2号の計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定める。

- (4) その他次の事項について、条件を付するものとする。

- ア 事業の着手時及び完了時には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出ること。
- イ 許可年月日、許可内容、期間、氏名等が明記された許可証等を現地に表示すること。
- ウ 施設等を設置した場合は、適切に保守、管理を行い、有責事由により災害が発生した場合は、災害復旧の責務を負うこと。
- エ 県の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。
- オ 監督処分、許可の取消し等に該当する事項
- カ その他申請者に徹底すべき事項

5 許可後の保安林の管理

- (1) 作業許可を行った場合には、必要に応じ現地の巡回、調査等を行い、許可に係る行為の実施状況等を把握するものとする。特に、施設の設置等が完了したときは、所要の調査を実施し、施行結果の確認を行うものとする。
- (2) 調査等の結果、行為の内容が申請の内容と異なる場合又は許可に付した条件に従っていない場合には、当該許可を受けた者に対し、当該行為を是正するよう指導を行い、是正されない場合には、復旧命令等適切な措置を講じるものとする。

6 作業許可を要しない場合

- (1) 法第34条第2項に例示される土地の形質を変更する行為については、次によるものとする。
- ア 「立竹を伐採」とは、立竹を刈り取ることにより当該保安林を維持できないおそれのある行為であり、ササの刈払いは含まれない。
 - イ 「立木を損傷」とは、立木を損ない傷つけることにより立木の成育を阻害するおそれのある行為であり、次に例示する行為はこれに該当しない。
 - (ア) 樹幹の外樹皮の剥離（桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）
 - (イ) 生長錐等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、品等調査のための打突等
 - (ウ) 枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量の見通し確保のための枝の切除等）
 - (エ) 病虫害の治癒又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等
 - (オ) 立木からのキノコの採取及び立竹の損傷
 - ウ 「家畜を放牧」とは、牛、馬、羊等を放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、家畜の通行及び一時的な繫留は含まれない。
 - エ 「下草、落葉若しくは落枝を採取」とは、下草、落葉若しくは落枝を選んで拾い取る

ことにより土壌の生成が阻害され、又は土壌の理学性が悪化若しくは土壌が流亡するおそれのある行為であり、表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為、キノコ及びタケノコの採取はこれに該当しない。

オ 「土石若しくは樹根の採掘」は、土や岩石を掘って、その中の土石若しくは樹根を取ることにより立木の生育を阻害する、又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の土石の拾集（数個程度の石の拾集等）は該当しない。

カ 「開墾その他の土地の形質を変更する行為」は、土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為であり、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしない、又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）は該当しない。

(2) 規則第 63 条第 1 項第 1 号の立竹の伐採等の許可を要しない場合は、規則第 63 条第 1 項第 1 号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の附帯工事を含むものとする。

別表

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・態様・規模等
<p>1 森林の施業及び管理に必要な施設</p>	<p>(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）、森林の施業及び管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合</p> <p>(2) 森林の施業及び管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合</p>
<p>2 森林の保健機能の増進に資する施設</p>	<p>保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの</p> <p>(1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。</p> <p>(2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の条件を満たす土地であること。</p> <p>① 土砂の流出又は崩壊その他の災害が発生するおそれのない土地</p> <p>② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地</p> <p>(3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。</p> <p>(4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。</p> <p>(5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。</p> <p>(6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。</p> <p>① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。</p> <p>② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。</p> <p>③ 建築物その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。</p> <p>(7) 遊歩道これに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。</p>

	(8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮してなされるものであること。
3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設	(1) 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設を設置する場合 (2) 転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合
4 その他	(1) 上記1から3までに規定する以外のものであって次に該当する場合 ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合（例えば、水路、へい、柵等） ② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合（例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等） ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。 ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のものであること。 ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のものであること。

(注)

1 林道については、車道幅員（路肩を除く。）が4メートル以下であって、森林の施業及び管理の用に供するため周囲の森林と一体として管理することが適当と認められる場合には、作業許可の対象とする。

農道、市町村道その他の道路については、森林内に設置され、その規格及び構造が林道に類するものであって、森林の施業及び管理に資すると認められるものに限り林道と同様に取り扱うものとする。

なお、森林の施業及び管理の用に供する、又は資するとは、林道等の沿線の森林において、施業の実施予定がある場合や施業を行う対象であることが森林施業に関する各種計画から明らかである場合、山火事防止等森林保全のための巡視や境界管理、森林に関する各種調査等の実施が見込まれる場合とする。

2 森林の保安機能の維持及び強化に資する施設とは、その設置目的及び構造からみて保安機能を持つことが明らかであって、周囲の森林と一体となって管理することが保安林の指

定の目的の達成に寄与すると認められるものをいい、例えば道路に附帯する保全施設等がこれに該当する。

転用に当たり、転用に係る区域内に設置する当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設については、本体施設と一体となって管理されるべきものであり、作業許可の対象としないものとする。また、転用に係る区域外に設置する施設であっても、洪水調節池等の森林を改変する程度が大きいものについては、作業許可の対象としないものとする。

3 土砂捨て、しいたけ原木等の堆積、仮設構造物の設置その他物件の堆積等の一時的な変更行為に係る作業許可は、土壌の性質、林木の生育に及ぼす影響が微小であると認められるものに限って行うものとする。

4 切土の高さとして示すおおむね 1.5 メートルとは、樹木の根系が一般的に分布し、変更行為によっても保安機能の維持に支障を来さない範囲として目安を示したものである。このため、現地の樹種や土壌等の調査等を行い、根系が密に分布する深さを明らかにすることで、その深さを限度として差し支えないものとする。

また、盛土の高さとして示すおおむね 1.5 メートルとは、切土を流用土として現地処理することを前提に目安を示したものであるが、一般に、切土に比べて盛土の体積は増加することとなるため、一定の厚さで締固めを行うなど適切な施工を行う上で、1.5 メートルを超えることは差し支えないものとする。

なお、切土又は盛土の高さについて、現場での施工上必要な場合には、1.5 メートルを 2 割の範囲内で超えることも、「おおむね」の範囲内であるとして差し支えないものとする。

5 一時的な変更行為に係る作業許可の期間については、作業許可基準が森林の機能を維持した状態を前提としていることから、伐採後の植栽義務の履行期間と同様に 2 年を原則としている。ただし、事業実施後の遅延に合理的な理由がある場合には、確実な原状回復を前提に、その期間を 5 年まで延長することを可能とする。

6 変更行為に係る区域（以下「変更区域」という。）の一箇所の考え方については、変更区域が連続しない場合であっても、相隣する変更区域間の距離が 20 メートル未満に接近している場合は、これらの変更区域は連続しているものとし一箇所として扱うものとする。